

「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」

研究利用に関してのお知らせ

1. 研究の概要

B型肝炎、C型肝炎に対する抗ウイルス療法の医療費の助成を希望される際、「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（以下診断書）」を担当医に記載してもらい、所定の書類とともに、保健所長経由で石川県知事に申請します。その後、知事は、交付の可否について「石川県肝炎治療認定審査会」に諮り、審査会は診断書を基に、申請された方の医療費助成の可否を審査します（石川県肝炎治療特別推進事業）。この診断書の記載されたデータを用いることで、皆さんの肝臓の病態を類推することができます。

石川県の肝疾患診療連携拠点病院である金沢大学附属病院の消化器内科では、診断書のデータを2次利用させていただくことで、石川県において、どのような病態のウイルス性肝炎患者様に対して抗ウイルス療法が導入されているかを解明する研究を予定しました（研究課題名「肝炎治療受給者証交付申請にかかる診断書を利用したウイルス性肝炎患者の抗ウイルス療法導入状況に関する解析」、研究責任者 金沢大学附属病院 消化器内科 島上哲朗）。この研究により、石川県における抗ウイルス療法の導入を含めた肝炎対策のさらなる促進が期待できます。

今回、みなさんが石川県知事に対してご提出いただいた、診断書の複写を、石川県の肝疾患診療連携拠点病院である金沢大学附属病院消化器内科へ提供し、研究に利用させていただきたいと考えております。

2. 対象となる患者様

石川県肝炎治療特別推進事業にもとづいて、石川県知事に対して診断書を提出し、2018年4月～2023年3月の間に、石川県肝炎治療認定審査会で交付の可否を審査された患者様（新規申請分のみ対象）。

3. 研究の方法

上記の期間に石川県知事に対してご提出いただいた、診断書の複写を、石川県の肝疾患診療連携拠点病院である金沢大学附属病院消化器内科へ提供しますが、個人を特定する情報（患者様の氏名や生年月日等）は提供しません。

4. 予想される不利益

すでに提出された診断書の写しを利用するので、追加で負担や費用が発生したり、有害事象が発生したりすることはありません。

5. 研究利用を希望されない場合をお願いしたいこと

診断書の本研究への2次利用を希望されない場合は、下記の問い合わせ先へ御連絡ください。希望されない方の診断書の複写は、金沢大学附属病院へは提供しません。

6. 個人情報の保護について

診断書を研究利用することにあたっては、石川県肝炎対策協議会で研究目的などを審査し、承諾を得たうえで、金沢大学附属病院消化器内科に提供します。また、個人を特定する情報は、提供しません。

7. 研究結果の公表について

この研究によって得られた成果は、学会や学術雑誌に発表されることがありますが、個人の特定につながる内容を公表することはありません。

8. 問い合わせ先

本研究に関してご不明な点や研究利用を希望されない場合は、下記までご連絡ください。

石川県 健康福祉部 健康推進課 感染症対策室

TEL:076-225-1438

FAX:076-225-1444